

介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

団塊の世代が75歳を迎える2025年に向け、高齢者のニーズを地域全体で支えることを目的に、「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります。

要介護の状態にならないために多様で効果的な事業を実施します。

事業開始後もこれまでの要支援者向けサービスは変わらず実施され、介護予防の事業も利用できます。

総合事業には、要支援1・2の認定を受けた方や、下野市が行う「基本チェックリスト」により、生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。

新しい総合事業の特徴

多様な主体による多様なサービスが実施されます。

高齢者を含めた幅広い世代の市民、NPO、ボランティア

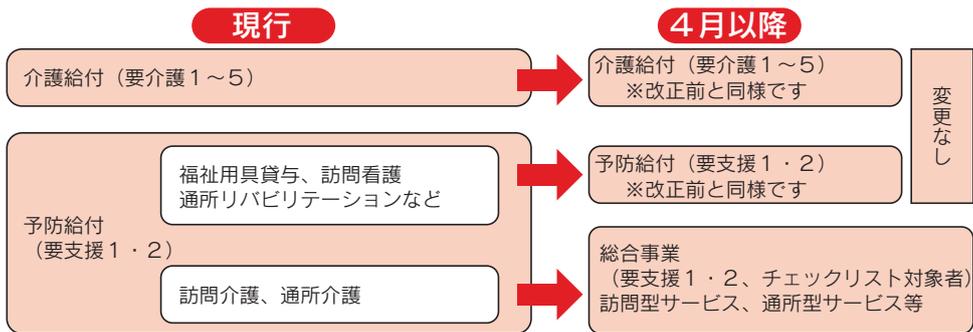
ティアなどの団体の活動により、高齢者に対するサービスを充実します。

ホームヘルプサービスとデイサービスが新しい総合事業に移行します

要支援認定者サービスのうち、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）が新しい総合事業に移行し、市独自基準のサービスも実施されます。

※利用される方がどのサービスを利用したらよいのかについては、地域包括支援センターの職員やケアマネジャーが、本人の意向や心身の状態などを確認したうえでプランを作成します。

※介護予防訪問介護、介護予防通所介護以外の要支援者に対するサービス（介護予防福祉用具貸与など）はこれまでどおり予防給付の中で提供します。



<サービスの流れ>

